

業債第37号

平成29年4月28日

代 理 店

御中

日 本 銀 行 業 務 局

「東日本大震災による罹災者に対する記名国債証券関係事務の特別取扱方に関する件」における元利金支払等事務の取扱期間延長に関する件」の廃止に関する件

東日本大震災により記名国債証券の記名者または元利金支払場所が罹災し、証券または印鑑票を滅紛失している場合の元利金支払等事務に関しては、「東日本大震災による罹災者に対する記名国債証券関係事務の特別取扱方に関する件」における元利金支払等事務の取扱期間延長に関する件（平成23年9月12日付業債第28号。以下「特別取扱方」という。）でご連絡したところにより取扱うこととしておりましたが、今般、財務省から、本年8月1日をもって償還金支払の特別措置の取扱いを終了すること、および本年7月31日までに本行本支店および代理店等で受付けたものについては、従前の取扱いとする旨の通知を受けました。

これに伴い、特別取扱方を本年8月1日をもって廃止し、別紙のとおり経過措置を講じることとしましたので通知します。また、通常取扱いと特別取扱方による取扱いとの主な相違点は、下記のとおりですのでご参照下さい。

記

事務内容等	通常取扱い	【廃止】特別取扱方による取扱い
「証券（利賦札）滅紛失届」の受付	・滅紛失届および印鑑票を業務局へ送付。	・滅紛失届および印鑑票の要項をファクシミリにより業務局へ送信。業務局が支払未済であることを確認後、滅紛失届本書のみを業務局へ送付。
届出後の取扱い	・滅紛失届の受付から3か月経過後に、代証券を交付また	・滅紛失届出の受付時に、①すでに支払期日が到来している賦札、

	は支払通知書を発行。	または②受付から3か月以内に支払期日が到来する賦札を滅紛失したときは、業務局において未払であることを確認。①は届出後、②は支払期日到来後、支払通知書を速やかに発行。
「滅紛失利賦札元 利金（償還金）支払 請求書（代証券交付 請求書）」の提出	・必要	・不要
印鑑票の再製	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑票を滅紛失した事由を記載した適宜の記名国債証券印鑑票再製確認依頼書を作成し、再製した印鑑票と一緒に業務局へ送付。 ・印鑑票用紙は、業務局へ請求し、複写対応不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記依頼書および再製した印鑑票をファクシミリにより業務局へ送信。 ・特別措置用と記載された専用印鑑票（ダウンロード書式）に限って複写対応可。

以 上

経過措置

- 本年7月31日までに、「東日本大震災による罹災者に対する記名国債証券関係事務の特別取扱方に関する件」における元利金支払等事務の取扱期間延長に関する件（平成23年9月12日付業債第28号）に基づいて、本行本支店、代理店、国債代理店（ゆうちょ銀行の国債代理店を含む）および郵便局会社の国債復代理店で受付けた証券・利賦札滅紛失の申出にかかる取扱いについては、なお従前の例による。